

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
当日)

## 目 次

◇規 則 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医務薬事課)

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則 (経営流通課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労政能力開発課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (総務課)

◇病院局管理規程

公布された規則のあらまし

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

一 大学院の修士課程に在学する者に対する貸付金の貸付け

1 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護婦の業務に従事しようとするものを、貸付金の貸付けを受けることができる者に加えることとした。(第一条、第三条関係)

2 貸付金の月額は、次のとおりとし、貸付期間は、当該貸付けを受けることとなる日の属する月から大学院の修士課程を修了する日の属する月までとす

ることとした。(第四条関係)

区 分	月 額
イ 日本国の大学院の修士課程に在学する者	八三、〇〇〇円
ロ 外国の大学院の修士課程に在学する者	一〇〇、〇〇〇円

3 貸付けを受けた者は、大学院の修士課程を修了した日から一年を経過した日から十年以内に、貸付金を返還しなければならないこととした。(第十一条関係)

4 貸付けを受けた者が、大学院の博士課程に在学しているとき又は県内の病院、診療所その他知事が別に定める施設において看護婦の業務に従事しているときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができることとした。(第十三条関係)

二 返還債務の履行の猶予要件の変更

看護職員養成施設の在学中に貸付金の貸付けを受けた者が、病床が二百床以上の病院で業務に従事したときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予しないこととした。(第十三条関係)

三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

四 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

一 中小企業設備資金、中小企業経営健全化資金及び特別金融対策資金の融資の対象となる中小企業者の範囲を次のように改めることとした。

1 小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者についての資本の額等の

- 基準を五千万円以下（現行 一千万円以下）とすることとした。
- 2 卸売業を主たる事業とする事業者についての資本の額等の基準を七千万円以下（現行 三千万円以下）とすることとした。
- 3 次の表の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする事業者についての資本の額等及び従業員数の基準を同表の中欄の金額以下及び下欄の数以下とすることとした。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業	一億円	九百人
二 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	一億円	九百人
三 織物の機械染色整理業	一億円	六百人
四 伸銅品製造業	一億円	五百人
五 ソフトウエア業	一億円	三百人
六 情報処理サービス業	一億円	三百人
七 旅館業	五千万円	百人

- 二 中小企業設備資金の償還を猶予することができる期間を平成十一年三月三十一日まで延長することとした。
- 三 この規則は、平成十年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則  
 一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。（第四条関係）

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以上	三、八二〇円	三、八六〇円
鳥取市の地域外に居住する者	三、四三〇円	三、四七〇円

二十歳未満の者

三、四三〇円 三、四七〇円

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例に基づく手数料は、証紙による収入の方法により徴収することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「在学する者」の下に「又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識

識を修得しようとする者」を加え、「貸付ける」を「貸し付ける」に、「充実」を「確保及び質の向上」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十二条に規定する大学院の修士課程(これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。

第三条中「次の各号に」を「次に」に、「そなえて」を「すべて備えて」に改め、同条第一号中「者」の下に「又は看護婦(看護士を含む。以下同じ。)」の免許を取得後、大学院の修士課程に在学している者」を加え、同条第二号中「看護職員」の下に「(大学院の修士課程に在学する者にあつては、看護婦に限る。)」を加える。  
第四条第一項の表に次のように加える。

三 大学院の修士課程に在学する者	イ 日本国の大学院の修士課程に在学する者	八三、〇〇〇円
	ロ 外国の大学院の修士課程に在学する者	二〇〇、〇〇〇円

第四条第二項中「卒業」を「卒業し、又は大学院の修士課程を修了」に改める。

第六条中「次の各号に」を「次に」に、「看護職員養成施設の長」を「看護職員養成施設又は大学院の修士課程の置かれる大学の長(以下「施設等の長」という。)」に改め、同条第三号中「看護職員養成施設」を「施設等」に改め、同条に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める書類

第七条中「行ない」を「行い」に、「看護職員養成施設」を「施設等」に改める。

第九条第三項中「第二項」を「前項」に、「看護職員養成施設」を「施設等」に改める。

第十一条第一項中「修学生」を「看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生(以下「看護職員養成施設の修学生」という。)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生(以下「大学院の修士課程の修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から十年以内(第十三条の規定により猶予された期間がある場合にあつては、当該猶予期間を加算した期間内)に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

一 第九条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。 同項各号のいずれかに該当することとなつた日

二 修学資金の貸付けを打ち切られることなく大学院の修士課程を修了したとき。

修了した日から一年を経過した日

第十三条第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 大学院の修士課程の修学生が、県内の病院、診療所その他知事が別に定める施設において看護婦の業務に従事しているとき。

第十三条第二号中「次に」を「看護職員養成施設の修学生が、次に」に改め、同号イ(1)及び(2)を次のように改め、同号を同条第三号とする。

- (1) 病院で、病床が二百床未満のもの又は病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占めるもの
- (2) 診療所

第十三条第一号中「看護職員養成施設において」を「第九条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られた後も、引き続き看護職員養成施設又は大学院の修士課程に」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程(学校教育法第六十二条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。)に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。

第十七条第一項第六号中「卒業した」を「看護職員養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了した」に、「卒業届」を「卒業(修了)届」に改め、同条第七号中「第十三条第二号イ及びロ」を「第十三条第三号」に、「看護業務に従事した」を「看護職

員の業務に従事し、又は同条第四号に掲げる施設において看護婦の業務に従事した」に改める。

様式第一号中「在学養成施設名」を「在学養成施設(大学院(研究科))名」に改める。  
様式第二号中「学業に励み、卒業後一年以内に免許を取得し、県内で看護職員としてその業務に従事する」を「看護職員修学資金貸付規則を堅く守り、学業に励む」に改める。

様式第三号中「養成施設名」を「養成施設(大学院(研究科))名」に改める。「養成施設の所在地」を「所在地」に、「養成施設の長」を「施設等の長」に改める。

様式第六号中「養成施設名」を「養成施設(大学院(研究科))名」に改める。「卒業・辞退」を「卒業・修了・辞退」に、「卒業後」を「卒業(修了)後」に改める。

様式第十一号中「在学養成施設名」を「在学養成施設(大学院(研究科))名」に改める。  
様式第十二号中「在学養成施設名」を「在学養成施設(大学院(研究科))名」に、「看護職員養成施設」を「看護職員養成施設又は大学」に改める。

様式第十三号中「養成施設名」を「養成施設(大学院(研究科))名」に改める。  
様式第十四号中「卒業」を「卒業(修了)」に、「養成施設名」を「養成施設(大学院(研究科))名」に、「養成施設の長」を「施設等の長」に改める。

様式第十九号中「養成施設名」を「養成施設(大学院(研究科))名」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第一条から第四条までの規定は、平成十年四月一日から適用する。

3 この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の規則第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号及び第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については七千万円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの(別表第一の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

二 別表第一の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であつて、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の下欄に定める数以下のもの  
第三条第二項、第五条及び附則第二項から附則第四項までの規定中「別表」を「別表第二」に改める。

附則第五項中「同年七月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一(第二条関係)

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業	一億円	九百人
二 ゴム製製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	一億円	九百人
三 織物の機械染色整理業	一億円	六百人
四 伸銅品製造業	一億円	五百人
五 ソフトウェア業	一億円	三百人
六 情報処理サービス業	一億円	三百人
七 旅館業	五千万円	百人

（鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正）

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 中小企業者 次に掲げるものをいう。

- イ 資本の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については七千万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの（別表の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
  - ロ 別表の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であつて、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の下欄に定める数以下のもの
- 附則の次に次の別表を加える。
- 別表（第二条関係）

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業	一億円	九百人
二 ゴム製製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	一億円	九百人
三 織物の機械染色整理業	一億円	六百人
四 伸銅品製造業	一億円	五百人
五 ソフトウェア業	一億円	三百人
六 情報処理サービス業	一億円	三百人
七 旅館業	五千万円	百人

（鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正）

第三条 鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において「中小企業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については七千万円）以下の会社及び企業組合並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社、企業組合及び個人であつて、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの（別表の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 別表の上欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社、企業組合及び個人であつて、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の下欄に定める数以下のもの
- 三 その他金融施策上資金を確保することを知事が特に必要と認められた法人その他の

団体及び個人  
附則の次に次の別表を加える。  
別表(第二条関係)

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業	一億円	九百人
二 ゴム製器製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	一億円	九百人
三 織物の機械染色整理業	一億円	六百人
四 伸銅品製造業	一億円	五百人
五 ソフトウェア業	一億円	三百人
六 情報処理サービス業	一億円	三百人
七 旅館業	五千万円	百人

この規則は、平成十年七月一日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「障害者で症状が安定し就労が可能な状態にあるものうち」に改正する。

を「障害者であつて」に改める。

第四条第二項第一号中「三千八百二十円」を「三千八百六十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千四百三十円」を「三千四百七十円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という)の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(31)及び(32)を次のように改める。

- 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十二条第一項の規定に基づく手数料

(32) 削除

別表第一第一号中(30)を削り、(29)を(30)とし、(6)から(28)までを一ずつ繰り下げ、(5)の次に

次のように加える。

- (6) 鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例（平成十年六月鳥取県条例第十四号）第一条及び第四条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県営病院事業管理者 岩

宮

緑

#### 鳥取県病院局管理規程第一号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表鳥取県立厚生病院の項中

神経内科

を

神経内	循環器
-----	-----

科	科

に、

整形外科

を

整形外科	心臓血管外科
------	--------

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。